

## 桶川市職員採用試験結果開示に関する要綱

(平成22年6月24日市長決裁)

(平成29年7月5日一部改正市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市職員採用試験（桶川市育児休業等代替職員登録試験を含む。以下「試験」という。）における結果の開示に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求できる者)

第2条 試験の結果について開示請求することができる者は、試験の不合格者とする。

(開示手続)

第3条 試験の結果の開示請求は、桶川市職員採用試験結果開示請求書（様式第1号）により、本人が直接行うものとする。この場合において、開示請求者は、本人であることを証明する書類（試験の受験票、運転免許証、学生証、旅券等）を持参し、これを提示しなければならない。

(開示請求の期間)

第4条 試験の結果の開示を請求することができる期間は、受験者に対し合否の通知を発送した日から1年間とする。

(開示の内容)

第5条 試験の結果の開示内容は、次のとおりとする。

- (1) 総合得点
- (2) 科目別得点
- (3) 合格最低得点
- (4) 総合順位

(開示の方法)

第6条 試験の結果の開示の方法は、桶川市職員採用試験結果開示票（様式第2号）の交付により行うこととする。

2 前項の開示票の試験科目については、試験の実施内容に応じ、適宜変更できることとする。

3 試験の結果を開示する場所は、人事主管課内とする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、施行の日以後実施される試験から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

桶川市職員採用試験結果開示請求書

年 月 日

桶 川 市 長

請求者

住 所

氏 名

桶川市職員採用試験結果開示に関する要綱第3条の規定に基づき、次の試験結果について開示を請求します。

試験実施日	年 月 日
試験名	
職 種	
学歴区分	

※ 「試験実施日」欄には、最終の試験実施日を記入してください。

様式第2号（第6条関係）（その1）

桶川市職員採用試験結果開示票

年 月 日

様

の試験結果について、次のとおり開示いたします。

第一次試験（職種 学歴区分 ）

(1) 得 点

受験番号	氏 名	教 養	作 文	合 計

(2) 順 位 第 位（ 人中）

(3) 合格最低点 点

※ 順位及び合格最低点は、職種及び学歴区分ごとの結果となります。

様式第2号（第6条関係）（その2）

桶川市職員採用試験結果開示票

年 月 日

様

の試験結果について、次のとおり開示いたします。

第一次試験（職種 学歴区分 ）

(1) 得点

受験番号	氏名	教養	作文	合計

(2) 順位 第 位（人中）

(3) 合格最低点 点

※ 順位及び合格最低点は、職種及び学歴区分ごとの結果となります。

第二次試験（職種 ）

(1) 得点

受験番号	氏名	合計

(2) 順位 第 位（人中）

(3) 合格最低点 点

※ 順位及び合格最低点は、職種ごとの結果となります。

様式第2号（第6条関係）（その3）

桶川市職員採用試験結果開示票

年 月 日

様

の試験結果について、次のとおり開示いたします。

第一次試験（職種 学歴区分 ）

(1) 得点

受験番号	氏名	教養	作文	合計

(2) 順位 第 位（ 人中）

(3) 合格最低点 点

※ 順位及び合格最低点は、職種及び学歴区分ごとの結果となります。

第二次試験（職種 ）

(1) 得点

受験番号	氏名	合計

(2) 順位 第 位（ 人中）

(3) 合格最低点 点

※ 順位及び合格最低点は、職種ごとの結果となります。

第三次試験（職種 ）

(1) 得点

受験番号	氏名	合計

(2) 順位 第 位（ 人中）

(3) 合格最低点 点

※ 順位及び合格最低点は、職種ごとの結果となります。